

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成29年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づく、平成29年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項

##### (1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保

センターの大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やスポーツの利用に支障の無い範囲において文化的行事等の利用に供することにより、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。ただし、安全で高水準な施設条件を維持するために必要となる改修等の期間を除く。

なお、国際競技力向上のための研究・支援への活用については、競技大会開催時の支援を中心に円滑に実施する。

##### ① 国立霞ヶ丘競技場

###### ア ラグビー場

ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間74日以上稼働日数を確保する。

##### ② 国立代々木競技場

耐震改修工事のため、平成29年7月3日より休業する。

###### ア 第一体育館

利用者にとって安全で快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間70日以上稼働日数を確保する。

###### イ 第二体育館

利用者にとって安全で快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間77日以上稼働日数を確保する。

##### (2) 施設利用者に対するサービスの向上

施設利用者に対する定期的な満足度の調査等により把握した情報を踏まえ、利用に係る運用の見直し、施設の改修等の必要な改善を行い、サービスの向上を図る。

- ・施設利用者に対する定期的なアンケート調査
- ・イベント主催者に対するヒアリング

また、国立代々木競技場においては、耐震改修工事実施とあわせて、サービス向

上のための改善について検討し、実施する。

## 2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項

### (1) 国際競技力向上のための研究の推進

「競技研究」（支援活動と密接に連携して、①国際競技力向上に直接的かつ即時的に貢献する提案型、②中央競技団体（以下「NF」という。）が抱える課題を解決するための課題解決型）と、「主要研究」（国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）が有するハード面・ソフト面の強みを生かし、その機能を高め、新しいサポートを提案するための研究）を推進する。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において日本選手団が好成績を収めるために必要となる科学的知見の蓄積や情報収集を行うことを目的とした「オリンピック・パラリンピック対策特別プロジェクト」を推進する。

研究を実施するに当たっては、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、NF、地域スポーツ医・科学センター、体育系大学をはじめとする研究機関との連携を促進して、より充実した研究体制の構築を図る。

研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進する。

### (2) 国際競技力向上のための総合的支援

国際競技力向上に向けた強化活動に対し、文部科学省、JOC、JPC及びNF等と連携し、支援内容の明確化を図り、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援活動を実施するとともに、女性アスリートへの支援の充実・強化を図る。また、これまでトップアスリートのために蓄積してきた研究と支援の成果を、オリンピック・パラリンピックアスリートの支援に活用するための実施体制を整える。

事業の実施に当たっては、JISS及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援を実施する。

#### ① スポーツ医・科学、情報分野からの支援

##### ア スポーツ医・科学、情報による支援

国際競技力向上に向けてNFが抱える課題に対して、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的な支援を行い、競技力の向上に資する医・科学的情報を提供する。

- ・各分野における研究成果及び支援実績をアスリートのトレーニングや育成へ反映させる。
- ・アスリートリハビリテーションとハイパフォーマンスジム（以下「HPG」

という。)との連携を推進するなど、JISSの複数領域に渡るスタッフが研究成果を活用・応用し、支援内容の充実を図る。

- ・女性アスリートへの支援として、人材育成プログラムを実施する。
- ・情報発信については、スポーツ科学会議等開催やNF、競技別強化拠点、大学、研究機関などの関係団体との連携や協働を推進する。
- ・パラリンピックアスリートの支援に、これまでオリンピック競技アスリートを対象に蓄積してきた研究と支援の成果を活用する。

#### イ 戦略的強化の実施

スポーツ庁が定める平成29年度競技力向上事業の実施に関する基本方針を踏まえ、JOC、JPC、公益財団法人日本体育協会（JASA）等の知見を活用し、以下のオリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を実施する。

＜夏季競技＞2020年東京大会、2024年大会 等

＜冬季競技＞2018年平昌大会、2022年北京大会 等

- ・次世代ターゲットスポーツの育成支援
- ・アスリートパスウェイの戦略的支援
- ・有望アスリート海外強化支援
- ・ハイパフォーマンス統括人材の育成支援
- ・オリンピック・パラリンピック競技の統合強化支援

また、平成30年度の配分に向け、平成28年10月にスポーツ庁が策定した「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」を踏まえ、NFの「現在」や「将来」を見通した取組を積極的に評価し、戦略的強化の配分等に活用する仕組みを構築する。

#### ② トレーニング環境等の提供

最先端機能を備えたトレーニングとコンディショニングのための環境を計画的に整備する。

また、効果的なトレーニング施設等の提供を行うため、JOC、JPC及びNF等、施設を利用する団体との会議等を開催し、施設の管理・運用における課題等の情報を共有するとともに、利用者ニーズを把握し、より効果的・効率的にトレーニングに集中できる環境を提供する。

また、乳幼児を抱える女性アスリート等がトレーニングに集中できるよう、引

き続き託児室を適切に運営する。

### (3) スポーツ診療・リハビリテーション

アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、スポーツ外傷・障害、疾病に対する診療・アスレティックリハビリテーション、心理カウンセリング、栄養相談の実施及び障害等の予防法に関する啓発等を行う。

特に、アスレティックリハビリテーションについては、宿泊施設、トレーニング施設、HPG、栄養指導などJISSの資源を最大限に活用したサービスを提供する。

平昌冬季オリンピック・パラリンピックで設置するハイパフォーマンスサポートセンターへスタッフを派遣するなど日本選手団への支援を行う。

メディカルネットワークについては、JOCの医学サポート部会やJPCの強化委員会、NFの強化スタッフと連携し、合宿等の練習現場や競技会を訪問し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等のアドバイスをを行うとともに、ドクター協議会を開催し各種メディカル情報を共有するとともにネットワーク構築の強化を図る。

女性アスリートが抱える女性特有の課題や悩みに対応する電話相談窓口の利用促進及び日本国内の女性スポーツメディカルスタッフ（ドクター・トレーナー）間のネットワークの構築・強化を図り、女性アスリートに対するメディカルサポートの充実を図る。

国立障害者リハビリテーションセンター等の関係機関と情報交換及び共同研究などを実施し、パラリンピックアスリートの診療やリハビリテーションの充実を図る。

### (4) 外部有識者による評価の実施

外部有識者で構成するJISS業績評価委員会（以下「業績評価委員会」という。）において、国際競技力向上のための研究・支援業務実施の事前及び事後に外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を次年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

### (5) 関係行政機関等からの受託事業

関係行政機関等からの受託事業について、当該事業目的の達成に資するよう、センターの持つ専門的能力を活用し実施する。また、再委託事業の実施に当たっては、経理処理にかかる統制管理を徹底するなど、適正な執行に努める。

## 3 スポーツ振興のための助成に関する事項

スポーツ振興基金及び競技力向上事業等による助成の実施に当たっては、制度創設

の趣旨及び「スポーツ基本計画」等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、事業の効果的・効率的な実施を図る。

## **(A) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保**

### **(1) より多くの助成財源の確保**

スポーツ振興基金がスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものにするため、外部の専門家の意見等を十分に踏まえられるよう運用体制を整備し、運用基準等に留意しつつ、基金を有効に活用するための方策を検討する。また、民間からの寄附金などにより基金の増額を図るため、寄附金付自動販売機の設置等の拡充策を検討する。

### **(2) 助成制度の趣旨の普及・浸透**

助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金又は競技力向上事業等による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求めるとともに、制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう努める。

## **(B) 助成業務の透明性の確保等**

### **(1) 公平性・透明性の確保**

- ① スポーツ振興基金及び競技力向上事業等による助成の実施に当たって、助成に係る要綱等により、基準を明確にする。
- ② スポーツ振興基金等による助成においては、外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。
- ③ 競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する旨文部科学省が示した方針等を踏まえ、効果的・効率的に配分を行う。
- ④ 審査委員会の審議・資料・議事録を公開するとともに、助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより審査終了後速やかに公開し、透明性の確保を図る。

### **(2) 助成業務の効率化・適正化**

- ① 安定的・計画的な助成に資するため、ヒアリングや実地調査を行いつつ、スポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握に努める。
- ② より効果的な助成を実施する観点から、スポーツ振興基金等による助成においては、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用する。  
また、競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する。
- ③ 助成を受けたスポーツ団体等から提出される実績報告書等の内容の確認を適切

に行えるよう、センターの専門的かつ十分な審査体制を整備し、業務体制の改善を図る。また、助成を受けたスポーツ団体等における対象事業の経理状況について、専門的かつ十分な体制を整備して調査を行い、助成金の使途等について適切に把握する。

- ④ 助成を受けたスポーツ団体等が対象事業の適正な執行を行えるよう、センター自ら及び統括団体が加盟団体を集める会議等を活用し、経理に関する事務処理や不正防止に関する意識・知識等の向上に努めるとともに、スポーツ団体等のガバナンス強化に対する支援を行う。

### (3) 助成申請者の利便性の向上

- ① 交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図るため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ等により公開する。
- ② スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が中期目標の期間中95%以上の水準を維持できるよう、利用促進を図る。

## 4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務に関する事項

「スポーツ・インテグリティ」（スポーツの価値、スポーツにおける高潔性及び完全性）の保護によるスポーツに関する活動の公正かつ適切な実施に向けて、下記の取組を実施する。併せて、「スポーツ・インテグリティ」に関連した他の業務についても、総合的に取り組む。

- (1) 「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」（平成25年12月19日）に基づき、第三者調査・相談制度に係る業務を実施する。
- (2) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構と連携し、インテリジェンスを用いた調査、日本アンチ・ドーピング規律パネルの運営等、ドーピング防止活動の推進に関する業務を実施する。

## 5 災害共済給付事業に関する事項

公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、利用者サービスの向上を図る。

実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、事業を円滑かつ効果的に実施する。

### (1) 公正かつ適切な給付の実施

① 重要案件等への対応

重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力のもと、担当職員による実地調査を行う。

② 不服審査請求への対応

災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所の設置者又は保護者等からの不服の審査請求に対し、外部有識者を含め構成する不服審査会において審査を行う。

③ 審査担当職員の資質向上

審査担当職員の能力及び専門的知識の維持・向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、職場研修を計画的に実施する。

実施に当たっては、教材の充実を図るとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に、研修内容の伝達を図るなど研修内容の定着化を推進する。

(2) 利用者サービスの向上

① 給付事務の円滑化

学校及び学校の設置者等利用者に対し、給付制度及び請求事務手続き等の理解を促進し、給付事務の円滑化を図る。

なお、利用者の給付制度及び事務手続きの理解度・要望等を把握するため、説明会等においてアンケート調査を行う。

② 災害共済給付オンライン請求システムの安定的運用

災害共済給付オンライン請求システム（以下「災害共済給付システム」という。）の性能維持及び確実なデータ管理を行い、利用者に安全で安定したシステムによるサービスを継続的に提供する。

また、利用者に対してサービスの向上を図るための新たなシステム構築に向けて、システム内容の精査及び仕様の策定等の検討を行う。

③ 災害共済給付システムの利用促進

災害共済給付システムを利用していない又は特に利用率が低い学校の設置者に対して、利用勧奨を重点的に実施するとともに、「特定保育事業」など、平成27年度以降法改正により新たに災害共済給付の加入対象となった設置者等へのシステム利用周知を図る。

6 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等に関する事項

(1) スポーツに関する国内外の情報収集・分析及び提供

我が国のスポーツ諸施策の効果的な推進と充実に資するために、以下の取組により、国内外の情報の収集・分析・提供と研究を行い、それらの情報及び研究成果等を、国やスポーツ団体、大学、地域スポーツ関係団体等の関係団体に提供する。

- ・国際競技力強化やスポーツ参加促進、学校体育・スポーツ、スポーツを通じた国際交流・貢献等のスポーツ政策・施策に関する国内外の最新情報の収集・分析・提供とこれらの情報の有効活用のための国内外関係組織との連携の在り方等に関する調査研究を行う。
- ・国外の政府系スポーツ機関等との持続的な情報連携の枠組みを構築・強化し、我が国のスポーツ政策・施策の質向上及び新たな施策開発に資する国外のベストプラクティス情報の収集・分析・提供を推進する。
- ・国際スポーツ統轄機関や国際競技連盟、国連機関等とのネットワークを構築・強化し、国際スポーツ界における我が国の影響力の強化及び国際競技大会等の招致・開催の支援その他のスポーツに係る国際交流・貢献を推進するとともに、その在り方に関する調査研究等を行う。

## (2) 登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供

### ① 登山指導者等の養成

大学山岳部や中高年登山者の指導者等の資質の向上を図るための研修会を開催する。これらの指導者と共に、事前に必要な情報（火山情報などを含む）を収集し安全に配慮しながら登山することを促進するとともに、指導者にはその属する組織等の構成員へ技術・知識を伝達・指導させる。また、山岳遭難事故の抑止に寄与すべく、指導者による伝達・指導状況について調査を行い把握し、状況に応じて伝達講習等の見直しを行う。なお、登山に関する調査研究の成果を研修会等に活用する。

また、登山者ニーズを的確に捉え登山指導者等の養成に関する事業の見直しを図る。

- ・登山指導者養成研修会の開催 年間150人以上を養成

### ② 安全な登山のための情報の提供

登山スタイルの多様化による事故を防止するため、登山者が、自ら知識を向上させて登山することができるよう、国内外の関係機関・団体と連携を密にして、公開講座の開催や冊子の配布等を通じて安全な登山のための情報を広く提供する。また、国立登山研修所や関係機関・団体のHPにおいても一般登山者向け冊子などにより、広い情報提供を図る。

- ・一般登山者向け公開講座の開催 年間4,000人以上を対象
- ・一般登山者向け冊子の配布 年間200,000部以上を配布



③ 救助活動従事者の養成等

救助活動に従事する者が、より安全・確実に救助作業に従事するために必要な技術・知識の向上を図る研修会を行い、その研修会を通じ、消防や警察等の職域間の連携が十分に図れるよう支援する。

- ・救助活動従事者養成研修会の開催 年間40人以上を養成

(3) 事業の成果を活かしたスポーツに関する情報提供

① 施設維持管理情報等の提供

ア スポーツの普及・振興に資するため、次に掲げる研修会等を開催し、スポーツターフの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する

- ・主要スタジアム情報交換会
- ・スポーツターフ維持管理研修会

イ 関係団体と連携して次に掲げる講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図る。

- ・全国体育施設研究協議大会
- ・水泳指導管理士養成講習会
- ・体育施設管理士養成講習会
- ・トレーニング指導士養成講習会
- ・体育施設運営士養成講習会
- ・スポーツターフ管理者養成講習会
- ・各種スポーツ教室

ウ 秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵する資料の全国各地の大学・博物館・公共機関等への貸出しや研究者及び一般利用の利便性を図るための資料の分類化、目録整備及びアーカイブ化等を行うことによりスポーツの普及・振興を図る。

なお、効果的・効率的に実施するため、関係行政機関等からの外部資金の獲得に努める。

また、博物館の今後の在り方について、検討をすすめる。

② 研究・支援活動の成果の還元

サポートや研究成果をわかりやすくまとめた資料や、アスリートのための栄養管理に関する情報をウェブサイトに掲載する等、研究・支援の成果などの一般に向けた情報提供を積極的に行う。

(4) 学校安全支援業務

学校における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付事業の実施によって得られる災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供

する。

実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、事業を円滑かつ効果的に実施する。

① 災害事例等の整理・分析

災害共済給付事業から得られる災害事例等を整理・分析し、「学校の管理下の災害」の作成及び「学校事故事例検索データベース」の更新等を行う。また、引き続き災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。

② 調査・研究の推進

学校災害防止のための調査研究については、学校安全推進会議の意見や学校関係者のニーズ等を鑑み、体育活動中の事故などその時々課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校における事故防止対策の実践に有用な調査・研究を重点的に推進する。

なお、効果的・効率的に実施するため、センター内のスポーツ医・科学分野の資源を活用するとともに、外部資金の獲得に努める。

③ 学校関係者等への情報提供

ア 学校における事故防止対策に有効に活用できるよう、学校関係者等のニーズに即した実用的な情報を提供するとともに、大学や研究機関等に災害共済給付データから得られる災害事例等を提供し、連携を図る。

- ・災害事例及び調査・研究成果等の事故防止情報については、ホームページ及び「学校の管理下の災害」等により学校関係者等に広く周知する。
- ・災害共済給付における実地調査及び制度説明会等において、事故防止情報を学校関係者等へ提供する。
- ・教育委員会及び関係機関が開催する教員及びスポーツ指導者等を対象とした研修会等において事故防止情報を提供する。
- ・文部科学省・スポーツ庁等と連携し、全国的な会議等において事故防止情報を提供する。

イ 学校が自らの安全対策のニーズに応じて収集・分析できる災害共済給付システムの利用及び統計情報の活用を促進するため、災害共済給付制度に関する説明会等においてデータ活用事例を紹介するなど活用方法を学校関係者に周知する。

- ・学校関係者等に対して、情報提供に関するアンケート調査を行い、80%以上から「有意義であった」などプラスの評価を得る。
- ・ホームページに掲載する学校災害防止のための有用な情報等の新規又は更新件

数 年 70 件程度

#### (5) 広報の充実

スポーツを通じた社会貢献・開発のための取組を進める組織であるとの認識のもと、以下の広報に関する取組により、センター及び各事業の認知向上、理解促進のための広報活動を戦略的かつ積極的に展開する。

- ・良好なメディアリレーションによる報道対応の強化
- ・法人全体の広報と各事業の広報の連携による広報活動の強化
- ・ブランディングへの取組
- ・社内広報活動の充実
- ・Webサイトによる情報発信とSNSの活用

なお、新国立競技場整備事業の情報発信については、引き続き建築の専門的知識を持った担当及びスポークスマンを明確化した広報体制により、定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信など、プロセスの透明性確保の充実を図る。

#### (6) 関係団体等との連携

スポーツ関係団体及び関係機関との連携・協働及び関係機関相互の連携・協働を推進するため、以下をはじめとした取組を実施する。

- ・地方公共団体等に参考となる情報の提供及び関係者相互の情報交換の機会創出等、地方公共団体等との連携ネットワークである「JAPAN SPORT NETWORK」の推進
- ・国際競技力向上に関する人材・ノウハウ等の開発・活用に向けた枠組みの拡充・推進
- ・体育の日の行事の円滑な開催

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 経費の抑制

#### (1) 経費の削減

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（スポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務及び廃止される業務分等に係る経費を除く。）の合計について中期計画に定めた削減率の達成を目指す。

そのため、役員の責による予算配分及び執行管理の厳格化、(2)に掲げる業務運営の効率化等の措置を講じる。

特に新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」及び事業者との間で締結した「事業協定書」の内容を踏まえ、完成が大会に確実に間に合うよう着実に推進するとともに、事業費について適切なコストマネジメントを行い、計画を着実に実行する。

また、総人件費については、政府の方針に基づき人件費改革の取組みを実施する。

なお、給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮し、必要な場合は制度等の見直しを行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組み状況について公表する。

## (2) 業務運営の効率化

経費の抑制、業務の効率化及び国民へのサービス提供の維持向上の観点から業務内容を随時検討し、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を推進するとともに、定型業務をはじめとした業務プロセスを見直すための検討を行い、必要・可能な方策から実現に向けて取り組む。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。

入札及び契約については、事務処理の点検や下記の取組等を行う。

- ・ 監督・検査の適正化
- ・ 契約マニュアルの整備
- ・ 公正入札調査委員会等による談合防止対応
- ・ 発注者綱紀の厳格な保持

また、契約監視委員会による審議及び監事による監査を受け、適正化の取組状況をホームページにより公表する。

なお、会計検査院による指摘を踏まえた、再発防止の取組み及び業務効率化WG報告書に基づく効率化策を継続して実施する。

## 2 組織及び定員配置の見直し

社会的ニーズの変化に応じて、業務執行が効果的・効率的に行えるよう、超過勤務時間の調査等により業務量を随時検証し、必要に応じて、組織体制及び定員配置を見直す。

特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、事業の進捗に応じて、専門人材の配置等による体制の強化を図るなど、組織体制を整備する。

## 3 内部統制の強化

内部統制については、法令等を遵守しつつ業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、センター内の「内部統制委員会」を中心に次の取組等により充実、強化を図る。

また、新国立競技場の整備をはじめとする事業全体に係るガバナンスの強化を図るため、外部有識者による「運営点検会議」を年4回程度実施し、法人のガバナンスに係る重要事項等について点検や助言を受け、その結果を踏まえ法人の業務運営及び内部統制の仕組みの見直しを行う。

#### **(1) 業務運営に係る経営方針の明確化**

理事長による平成29年度の業務運営に係る方針の説明会を開催することにより経営方針の明確化と浸透を図るとともに、役員と職員の意見交換の場を設けるなど、センターの基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。

#### **(2) 危機管理体制、意思決定体制、情報共有体制の整備**

##### **① 危機管理体制の整備**

センター内の「リスク管理委員会」を中心とし、平成28年度に策定したアクションプランの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、リスク対策を着実に実施する。

##### **② 意思決定に関する体制**

役員会の開催、文書決裁に関する規則の適正な運用等により、適切かつ迅速な意思決定を図るとともに、適正な決裁手順・手続の徹底を行う。

##### **③ 情報共有体制の整備**

必要な情報をタイムリーに共有するため、伝達のための会議やグループウェアの掲示板機能を積極的に活用する。

#### **(3) 内部の評価委員会による自己評価**

理事長及び理事への定期的な業務報告を行うとともに、理事長を長としたセンター内部の評価委員会において、定期的に業務実施状況のヒアリング及び進行管理を行い、毎年度、自己評価を行う。

また、業務運営全般について監事・監査室による監査を実施し、その結果を反映させることにより、改善を促進する。

#### **(4) 情報通信技術の適正な運用**

政府統一基準に準拠したセキュリティポリシーに基づき、引き続き、管理運用規則を周知徹底させ、自己点検及び監査を実施し、また、役職員のセキュリティ教育を実施する。これらを通して、運用管理能力を向上させると共に、関係機関との連携強化を図り、セキュリティの確保を図る。

### Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

#### 1 自己収入の確保

業務効率化WG報告書に基づく施設のさらなる効率的・効果的な活用については、スポーツ利用の促進を第一とし、民間事業者のノウハウを活用しつつ推進する。さらに、競争的資金等の外部資金及び寄附金の積極的な獲得等により、運営費交付金以外の自己収入の増加を図る。

なお、NTC及びJISSサッカー場のネーミングライツについて、次期契約に向けた契約手続を行う。

#### 2 資金の運用及び管理

(1) 予算の執行に当たっては、財務会計システムを活用し、定期的に予算執行状況を把握するとともに、役員会審議を経て執行予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。また、運営費交付金については、独立行政法人会計基準に基づき、適切な管理を行う。

なお、運営費交付金債務についても留意する。

(2) 資金管理委員会等により、継続的に金利情報等の収集及び分析を行うとともに、運用基準等に基づき、安全かつ安定的な運用を図る。

#### 3 平成29年度の予算(人件費の見積りを含む。)

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 災害共済給付勘定 | 別表-1のとおり |
| (2) 免責特約勘定   | 別表-2のとおり |
| (3) 特定業務勘定   | 別表-3のとおり |
| (4) 一般勘定     | 別表-4のとおり |

#### 4 平成29年度の収支計画

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 災害共済給付勘定 | 別表-5のとおり |
| (2) 免責特約勘定   | 別表-6のとおり |
| (3) 特定業務勘定   | 別表-7のとおり |
| (4) 一般勘定     | 別表-8のとおり |

#### 5 平成29年度の資金計画

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 災害共済給付勘定 | 別表-9のとおり  |
| (2) 免責特約勘定   | 別表-10のとおり |
| (3) 特定業務勘定   | 別表-11のとおり |
| (4) 一般勘定     | 別表-12のとおり |

#### IV 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。

#### V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はない。ただし、これらの財産が生じた場合は、その処分等に関する計画を定めることとする。

#### VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

#### VII 剰余金の使途

- 1 スポーツ施設の保守・改修
- 2 スポーツ振興基金助成事業の充実
- 3 情報通信技術関連機器の整備
- 4 人材育成、能力開発
- 5 職場環境の改善
- 6 広報、成果の発表・展示
- 7 主催事業及び調査研究事業の充実

#### VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

##### 1 施設及び設備に関する計画

別表-13のとおり

施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、計画的に新国立競技場等の施設整備を推進する。

また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、特に障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。

さらに、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。

新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、検証委員会報告等を踏まえて整備した新たなプロジェクト推進体制の下、以下の取組を行い、引き続き、関係機関との適切な連携・協議を図りながら、新国立競技場の整備を着実に推進する。

- ・ 専門人材の配置等による体制の強化

- ・「新国立競技場の整備計画」において設定された上限に基づくコストマネジメントの実施
- ・定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上
- ・関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告  
「新国立競技場の整備計画」において「大会後は（中略）民間事業への移行を図る」とされており、政府における検討に参画し、所要の対応を行う。

なお、平成25年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金については、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の「オリンピック・パラリンピック施設の整備等」のために措置されたことを認識し、新国立競技場の整備に向けた対応に資する経費に充てる。新国立競技場の整備に必要な業務(上記の補正予算により措置された事業を含む。)の実施に当たっては、定期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

## 2 人事に関する計画

スポーツ基本法・スポーツ基本計画等に基づくセンターの役割を踏まえ、平成25年度に新たにセンター内で整理した「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づき、次の採用・育成等の取組を行う。

### (1) 職員の採用等

職員の採用は、総人件費の抑制に留意しつつ、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材を確保するため、人事交流、専門的分野での個別試験、内部登用試験等による採用方法の複線化を図る。また、適正な人員管理を行い、計画的な採用を行う。特に新国立競技場整備を着実に推進するため、専門的知識を有する外部人材を配置するなど必要な体制を整備する。

多くの応募を得るため、就職サイトの利用等により、広く職員募集について広告を行い、優れた人材の確保に努める。

### (2) 人材の育成等

- ① 職員の能力開発及び高度な専門知識や技術を持った人材を育成するため、「人事・人材育成の基本的な考え方」に基づき、職員の昇任について人材育成を踏まえた制度運用を行うほか、必要な研修及び自己研鑽の促進策等を効果的に実施する。特に、内部統制の推進に係る研修等を重点的に実施するほか、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した行動計画により女性の長期的な活躍に向けた取組を推進する。
- ② ハラスメントについての管理体制の充実、ハラスメントの発生の抑制、メンタ



ルヘルスのサポート体制の充実を図る。

特に、メンタルヘルスに対する組織的な対応として策定した職場復帰支援プログラムの周知と円滑な職場復帰の支援に対する理解、ハラスメントに対する意識向上を図るための研修等を実施する。

また、センターにおいて定めた「男女共同参画基本方針」（平成24年3月22日制定）に基づく目標を達成するため、女性職員の採用促進・役職登用等の男女共同参画の推進に努める。

### **3 積立金の使途**

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める業務の財源に充てる。

【別表－１】

平成２９年度 年度計画予算(災害共済給付勘定(災害共済給付及び免責特約事業))  
 (単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
災害共済給付補助金	2,176
共済掛金収入	16,060
免責特約勘定より受入	347
利息収入	4
計	18,587
[支 出]	
給付金	18,818
一般勘定繰入金	294
計	19,112

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－２】

平成２９年度 年度計画予算(免責特約勘定(災害共済給付及び免責特約事業))  
 (単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
共済掛金収入	403
利息収入	1
計	403
[支 出]	
災害共済給付勘定へ繰入	347
一般勘定繰入金	24
計	371

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【別表－３】

平成２９年度 年度計画予算(特定業務勘定(新国立競技場整備事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
投票勘定より受入	11,000
特定業務特別準備金戻入	6,362
利息収入	1
計	17,364
[支 出]	
業務経費	6,364
うち、新国立競技場整備事業費	6,364
政府等出資金施設費	22,920
特定業務特別準備金繰入	11,000
計	40,284

## [注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－４】

## 平成29年度 年度計画予算(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	スポーツ 施設運営 事業	スポーツ 振興基金 事業	競技力向上 事業	災害共済給 付及び免責 特約事業	スポーツ 健康保持・ 増進事業	新国立 競技場 整備事業	法人共通	合 計
[収 入]								
運営費交付金	2,106	518	9,234	877	937	488	817	14,976
研究設備整備費補助金	1,045							1,045
文化芸術振興費補助金					34			34
基金運用収入		629						629
国立競技場運営収入	853							853
国立スポーツ科学センター運営収入	375							375
ナショナルトレーニングセンター運営収入	530							530
国立登山研修所運営収入					1			1
スポーツ及び健康教育普及事業収入					68			68
受託事業収入	2,700				251		135	3,086
寄附金収入		20			3			23
営業外収入						1	265	266
災害共済給付勘定受入金				111	183			294
免責特約勘定受入金					24			24
利息収入			0				0	1
その他収入							1	1
前中期目標期間繰越積立金取崩額		26						26
計	7,608	1,193	9,234	988	1,501	488	1,218	22,232
[支 出]								
業務経費	3,862	1,179	9,215	856	1,211	488	128	16,938
うち、人件費(事業系)	1,053	33	152	856	393	488	128	3,103
国立競技場運営費	476							476
国立スポーツ科学センター運営費	1,648							1,648
ナショナルトレーニングセンター運営費	669							669
国立登山研修所運営費					54			54
スポーツ振興基金事業費		1,146						1,146
競技力向上事業費			9,062					9,062
スポーツ活動環境公正化事業費					45			45
スポーツ及び健康教育普及事業費					720			736
受託事業費	2,700				251		135	3,086
一般管理費	2	14	20	132	4	1	911	1,083
うち、人件費(管理系)							644	644
物件費	2	14	20	132	4	1	267	439
研究設備整備費	1,045							1,045
文化芸術振興費					34			34
予備費					2		44	46
計	7,608	1,193	9,234	988	1,501	488	1,218	22,232

## 【注記】

- 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 「運営費交付金」のうち、  
・平成29年度当初予算額 14,976百万円
- 「研究設備整備費補助金」のうち、  
・前年度よりの繰越額のうち使用見込額(研究施設整備費補助金) 1,045百万円
- 「寄附金収入」のうち、  
・平成29年度当初予算額 22百万円  
・前年度よりの繰越額のうち使用見込額 2百万円

【別表－５】

平成２９年度 年度計画収支計画(災害共済給付勘定(災害共済給付及び免責特約事業))  
 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	19,112
経常費用	19,112
給付金	18,818
一般勘定繰入金	294
収益の部	18,587
経常収益	18,587
災害共済給付補助金収益	2,176
共済掛金収入	16,060
免責特約勘定より受入	347
財務収益	4
純損失	525
総損失	525

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－6】

平成29年度 年度計画収支計画(免責特約勘定(災害共済給付及び免責特約事業))  
 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	371
経常費用	371
災害共済給付勘定へ繰入	347
一般勘定繰入金	24
収益の部	403
経常収益	403
共済掛金収入	403
財務収益	1
純利益	32
総利益	32

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－7】

平成29年度 年度計画収支計画(特定業務勘定(新国立競技場整備事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,384
経常費用	3,384
業務経費	3,384
臨時損失	11,000
収益の部	17,364
経常収益	11,001
投票勘定より受入	11,000
財務収益	1
臨時利益	6,362
純利益	2,980
総利益	2,980

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。



【別表-8】

## 平成29年度 年度計画収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	スポーツ 施設運営 事業	スポーツ 振興基金 事業	競技力向上 事業	災害共済給 付及び免責 特約事業	スポーツ 健康保持・ 増進事業	新国立 競技場 整備事業	法人共通	合 計
費用の部	7,135	1,193	9,234	988	1,552	488	1,224	21,815
経常費用	7,135	1,193	9,234	988	1,552	488	1,224	21,815
業務経費	4,433	1,192	9,234	971	1,298	488	158	17,774
受託事業費	2,700				251		135	3,086
一般管理費	2	0	0	17	1	1	929	952
財務費用	1				1		2	4
収益の部	7,099	1,167	9,234	988	1,588	488	1,218	21,784
経常収益	7,099	1,167	9,234	988	1,588	488	1,218	21,784
運営費交付金収益	2,096	518	9,234	877	937	488	817	14,966
文化芸術振興費補助金収益					34			34
国立競技場運営収入	853							853
国立スポーツ科学センター運営収入	375							375
ナショナルトレーニングセンター運営収入	530							530
国立登山研修所運営収入					1			1
スポーツ及び健康教育普及事業収入					68			68
利息及び配当金収入		630						630
受託事業収入	2,700				251		135	3,086
災害共済給付勘定受入金収益				111	183			294
免責特約勘定受入金収益					24			24
寄附金収益		20			3			23
資産見返運営費交付金戻入	534				87			621
資産見返競技力向上支援事業費補助金戻入	1							1
資産見返寄附金戻入	9							9
財務収益			0				0	1
雑益						1	267	267
純損失	36	25	-	-	△ 36	-	6	32
前中期目標期間繰越積立金取崩額		26						26
総損失	36	△ 1	-	-	△ 36	-	6	6

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－９】

平成２９年度 年度計画資金計画(災害共済給付勘定(災害共済給付及び免責特約事業))  
 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	68,547
業務活動による支出	19,112
投資活動による支出	49,349
次年度への繰越金	86
資金収入	68,547
業務活動による収入	18,587
共済掛金収入	16,060
免責特約勘定より受入による収入	347
補助金等収入	2,176
利息及び配当金の受取額	4
投資活動による収入	49,349
定期預金の払戻しによる収入	44,349
有価証券の償還による収入	5,000
前年度よりの繰越金	611

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－１０】

平成２９年度 年度計画資金計画(免責特約勘定(災害共済給付及び免責特約事業))  
 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,071
業務活動による支出	371
投資活動による支出	7,699
次年度への繰越金	0
資金収入	8,071
業務活動による収入	403
共済掛金収入	403
利息及び配当金の受取額	1
投資活動による収入	7,667
定期預金の払戻しによる収入	6,267
有価証券の償還による収入	1,400
前年度よりの繰越金	0

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－１１】

平成２９年度 年度計画資金計画(特定業務勘定(新国立競技場整備事業))

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	103,626
業務活動による支出	3,384
投資活動による支出	75,900
次年度への繰越金	24,342
資金収入	103,626
業務活動による収入	11,001
投票勘定より受入による収入	11,000
利息及び配当金の受取額	1
投資活動による収入	61,000
定期預金の払戻しによる収入	61,000
前年度よりの繰越金	31,625

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表-12】

## 平成29年度 年度計画資金計画(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	スポーツ 施設運営 事業	スポーツ 振興基金 事業	競技力向上 事業	災害共済給 付及び免責 特約事業	スポーツ 健康保持・ 増進事業	国立競技場 改築事業	法人共通	合 計
資金支出	7,608	3,794	9,234	988	1,501	488	12,838	36,454
業務活動による支出	6,547	1,293	9,234	988	1,465	488	1,206	21,222
投資活動による支出	1,055						11,620	12,675
財務活動による支出	7	2,500			36		13	2,556
次年度への繰越金		1						1
資金収入	7,608	3,794	9,234	988	1,501	488	12,838	36,454
業務活動による収入	7,608	3,767	9,234	988	1,500	488	1,218	24,804
運営費交付金収入	2,106	518	9,234	877	937	488	817	14,976
受託事業収入	2,700				251			3,086
補助金等収入	1,045				34			1,079
国立競技場の運営による収入	853							853
国立スポーツ科学センターの運営による収入	375							375
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	530							530
国立登山研修所の運営による収入					1			1
スポーツ及び健康教育普及事業による収入					68			68
基金業務における利息及び配当金収入		629						629
基金業務における定期預金の払戻しによる収入		100						100
基金業務における有価証券の償還による収入		2,500						2,500
災害共済給付勘定受入金による収入				111	183			294
免責特約勘定受入金による収入					24			24
寄附金収入		20			2			21
その他の収入						1	267	267
利息及び配当金の受取額			0				0	1
投資活動による収入							11,620	11,620
定期預金の払戻しによる収入							11,620	11,620
財務活動による収入		1						1
民間出えん金の受入による収入		1						1
前年度よりの繰越金		26			2			28

【注記】

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成29年度施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額(百万円)	財 源
国立競技場等の改修	-	-

## 【注記】

- 1 金額及び財源は未定である。
- 2 新国立競技場の整備その他の関連経費のコストは、「新国立競技場の整備計画」に基づけば、平成29年度以降も含め、竣工までにスタジアム本体・周辺整備155,000百万円、設計・監理等4,000百万円、解体工事費5,500百万円、日本青年館・JSC本部移転経費17,400百万円、埋蔵文化財調査費1,400百万円が見込まれる。  
なお、そのほか、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用が別途見込まれる。  
この財源については、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、国の負担、スポーツ振興くじの特定金額及び東京都の負担により賅うこととしている。